

市税などの 徴収・滞納処分を強化します

7月から徴収強化対策として、2つの取組を実施しています。

- ①大分県税事務所特別滞納整理室から職員(徴税吏員)の派遣による徴収強化
- ②臼杵市との相互併任協定を結び、合同による徴収強化

①県職員(徴税吏員)派遣
(津久見市職員の身分を併任)

津久見市

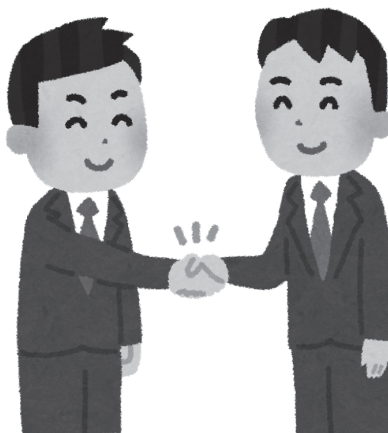
②職員(徴税吏員)相互併任
(相互に市職員の身分を併任)

大分県

臼杵市



7月5日に辞令され、すでに業務を担当しています。



取組方針

納税者間の負担の公平性を担保するため、大分県税事務所特別滞納整理室の指導・助言による取組とともに、臼杵市と協力して滞納処分を強化します。

取組内容

国税徴収法などにに基づき、財産の差押えを行います。滞納者の財産の差押えに係る(家宅搜索)、または差し押さえた財産の売却などを行います。

※一般私債権とは違い税金滞納者への差押えについては、司法(裁判所)の許可なく市の判断で行うことができます。

※差押える財産には、不動産、給与、預金、動産、賃貸料、売掛金、生命保険など様々なものがあります。

納付窓口開設のお知らせ

8月12日(金) 17時～20時

8月25日(木) 17時～20時

●問い合わせ先 / 税務課 収納対策班 ☎82-9512